

病害虫発生予察注意報第 8 号

佐賀県

作物名：イチゴ

病害虫名：ハダニ類

1) 注意報の内容

発生地域：県内全域

発生量：平年より多い

2) 注意報発令の根拠

- (1) 1月18～26日に実施した巡回調査(12圃場)における寄生株率は30.0%であり、前月(12月下旬、同12.7%)から急増し、平年及び前年より高い(平年9.8%、前年17.7%)。(図1、2参照)
- (2) 今回の巡回調査における発生圃場率は66.7%であり、多くの圃場で発生がみられる。また、一部の圃場ではハダニ類の寄生密度が高まった際に生じる葉のカスリ症状や糸の発生が認められる。今後、圃場内での発生が拡大し、株の生育が阻害される恐れがある。(表1、図3、4参照)

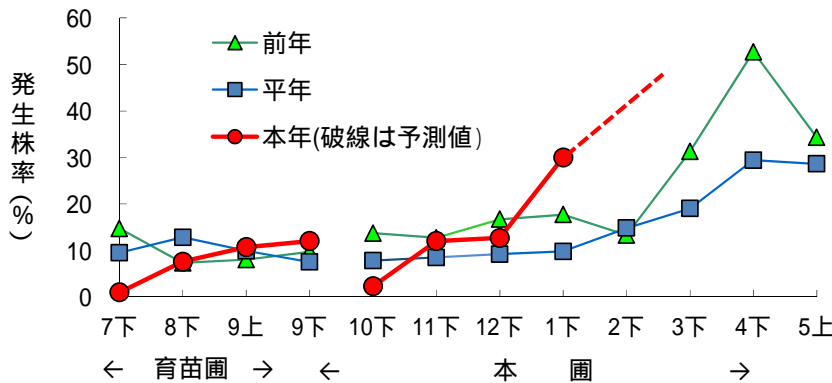


図1 ハダニ類のイチゴでの発生推移(県内12圃場を巡回調査)

図2 イチゴ葉上のハダニ類

表1 イチゴ巡回調査圃場におけるハダニ類の程度別発生状況

発生程度	発生株率(%)			
	0	1～40	41～70	71～100
圃場率(%)	33.3	33.3	8.3	25.0

注) 発生程度の区分は発生予察事業の調査実施基準による。

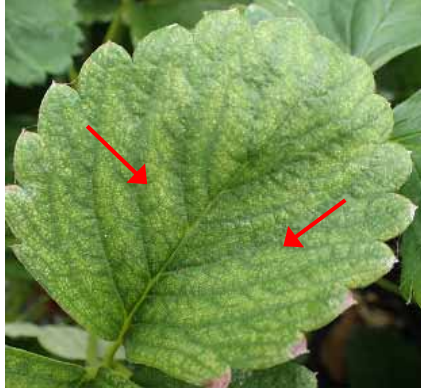


図3 葉のカスリ状の症状
(平成28年1月26日撮影)



図4 ハダニの寄生により生じた糸
(平成28年1月22日撮影)

3) 防除上注意すべき事項

- (1) 薬剤は下位葉等を除去した後に散布する。
- (2) 薬剤散布においては、ハダニ類が寄生する葉裏や下位葉に薬液を付着させるため、丸型噴口等を用い十分量を丁寧に散布する。
- (3) 多発生圃場では、系統が異なる薬剤を組み合わせ、5～7日間隔で防除を実施する。
- (4) 効果の低下を認めた薬剤の使用は控えるとともに、同一系統の薬剤に偏らないよう注意する(薬剤感受性の情報は平成27年5月28日付け病害虫対策資料第7号を参照)。
<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0194/9906/gouH27taisaku.pdf>
なお、薬剤防除の際は使用時期及び使用回数等の使用基準を厳守する。(県病害虫防除のてびき P204-205 参照)
https://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/_32933/ns-nougyou/_47429.html
- (5) 抵抗性発現の可能性が低い気門封鎖系薬剤(粘着くん液剤等)の利用も有効である。
ただし、本剤は卵に対する活性は無いため、利用においては5～7日間隔で連続散布するか他剤との体系散布を行う。本剤散布による薬害を回避するため、高温時や薬液が乾きにくい夕方の散布は避ける。
- (6) 農薬の選定にあたってはミツバチへの影響を十分考慮する。また、散布前に巣箱を圃場外に持ち出すとともに、ミツバチが活動する時間帯の散布は控える。